

大和市告示第56号

大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、妊娠を考えたときから、妊娠、出産及び子育てまでの切れ目ない支援の一環として、不妊に悩む夫婦（法律上の婚姻関係にある夫婦又は婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある2者（第6条において「事実婚の夫婦」という。）をいう。以下同じ。）の経済的負担の軽減を図ることを目的として、予算の範囲内で先進医療に要する費用の一部を助成すること（以下「助成」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 体外受精等 医師により不妊症と診断された者に対し行われる体外受精及び顕微授精をいい、次に掲げる治療法によるものを除く。

ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子及び胚^{はい}の提供によるもの

イ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を第三者の子宮に医学的な方法で注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産するもの）によるもの

ウ 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用することができるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの）によるもの

エ 神奈川県がん患者妊^{よう}孕性温存治療費助成事業実施要綱（令和元年8月1日施行）に基づき助成を受けたもの

(2) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

カ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

(3) 先進医療 医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される体外受精等と併用して実施される先進的な治療及び医療技術であって、厚生労働省が告示したものをいう。

(4) 保険医療機関 先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出をし、又は厚生労働省から承認を受けている保険医療機関をいう。

(5) 被保険者等 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又は被扶養者をいう。

(6) 本人負担額 医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される体外受精等と併用した先進医療に要した費用の全額をいう。

（対象者）

第 3 条 助成の対象者は、第 6 条第 1 項の規定による申請（以下「申請」という。）をした日において、次に掲げるいずれの要件をも満たす者とする。

(1) 夫婦の両方又は一方が、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 被保険者等又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による医療扶助若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による医療支援給付の適用外の治療を受けた者であること。

(3) 保険医療機関によって不妊治療が必要であると診断されていること。

(4) 次条第 1 項に規定する助成の対象となる費用について、他の自治体から助成制度の適用を受けていないこと。

(5) 本市の市税等に滞納がないこと。

（助成の対象となる費用等）

第 4 条 助成の対象となる費用は、夫婦が保険医療機関において受けた 1 回の体外受精等（医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画書を作成した日等から、妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。）に至るまでの体外受精等の実施の一連の過程であって、先進医療を含むものをいう。ただし、妻の年齢が満 43 歳に達するまでに開始したものに限る。以下同じ。）の費用に係る本人負担額とする。ただし、次に掲げる費用は助成の対象としない。

- (1) 医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される体外受精等に係る費用
- (2) 入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等の体外受精等に直接関係のないものであると認められる費用
- (3) 処方箋によらない医薬品等の費用

2 対象者に係る助成回数の上限は、次に掲げる年齢（医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される1回目の体外受精等開始日の満年齢をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める回数（夫婦それぞれが受けた体外受精等の回数を合算した回数）とする。

- (1) 妻の年齢が40歳未満 6回
- (2) 妻の年齢が40歳以上43歳未満 3回

3 前項に規定する助成回数の計算は、出産（妊娠12週以降の死産を含む。）に至るまでごとに行う。

（助成額）

第5条 助成の額は、本人負担額に10分の7を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。

ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和市不妊治療（先進医療）費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請者の同意を得た上で本市の公簿等によってその内容が確認できる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 大和市不妊治療（先進医療）受診等証明書
- (2) 本人負担額を確認することができる診療報酬明細書の写し及び領収書
- (3) 法律上の婚姻関係にある夫婦にあつては、その事実を証明できる書類
- (4) 夫婦の一方が本市の住民基本台帳に記録されていない者又は事実婚の夫婦にあつては、戸籍謄本又は戸籍抄本
- (5) 事実婚の夫婦にあつては、事実婚関係に関する申立書
- (6) 被保険者等であることを証明する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請の期間は、1回の体外受精等に係る不妊治療の終了した日の属する月の翌月から起算して6月を経過する月の末日までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付決定等)

第7条 市長は、申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、大和市不妊治療（先進医療）費助成金（交付・不交付）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該交付決定に係る申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(様式)

第9条 この要綱において使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に終了した1回の体外受精等について適用する。

別表（第9条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市不妊治療（先進医療）費助成金交付申請書	第6条
第2号様式	大和市不妊治療（先進医療）受診等証明書	第6条
第3号様式	大和市不妊治療（先進医療）費助成金（交付・不交付）決定通知書	第7条